

受天子神璽寶劔御鳳輦歸東宮文武百官扈從如常儀

〔日本紀略醒一〕寛平九年七月三日丙子太上皇多○宇讓天祚于紫宸殿傳國詔命云春宮大夫藤原朝

臣平○時權大夫菅原朝臣眞○道少主醒未長之間一日萬機之政可奉可請之事可宣可行云云

〔天鏡醒一〕このみかど仁和元年正月十八日に生れ給ふ寛平五年四月二日に東宮にたせ給ふ

御とし九歳同七年正月十九日十一歳にて御元服又同九年七月三日位につかせ給ふ御年十三

〔神皇正統記醒〕丁巳の年即位戊午に改元大納言左大將藤原時平大納言右大將菅氏眞○道兩人

上皇の勅をうけて輔佐し申されき略○中御門御年十四三十四○誤にて位につきたまふをさなく

まゑしかど總明叡哲にきこえ給ひき

〔日本紀略醒〕延長八年九月廿二日壬午天皇逃位讓於皇太子寛明親王雀○朱詔曰左大臣藤原朝

臣平○忠保輔幼主攝行政事内侍執劔璽參宣耀殿先帝醒御春秋四十六今上雀○朱八

〔神皇正統記朱〕庚寅の年即位辛卯に改元外舅左大臣忠平昭宣公の三男後攝政せらる寛平に

昭宣公薨じてのちには延喜御一代醒まで攝關なかりき此君又幼主にて立給ふによりて故

事にまかせて萬機を攝行せられけるにこそ

〔日本紀略九〕寛和二年六月廿三日庚申花山天皇偷出禁中奉劔璽於新皇年七○一條外祖右大臣藤

原兼家參入令固禁内警備翌日行先帝山○花讓位之禮右大臣藤原朝臣攝行萬機如忠仁公眞○藤原故

事

〔神皇正統記一〕花山院の帝神器をすて宮を出給ひしかば太子條○一の外祖にて兼家の右大

臣おはせしが内にまゐり諸門をかためて讓位の儀をおこなはれき新主をさなくましくし

かば攝政の義ふるさがごとし

〔日本紀略十三〕長和五年正月廿九日甲戌三條院天皇逃位讓皇太子後○一條于時皇太子春秋九歳